

「エコショップ」に参加しませんか？

- エコショップ制度とは？
ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを宣言した小売店を「エコショップ」として登録する制度です。
- エコショップとは？
ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを自ら宣言した小売店のことで、具体的には、次のうち、いずれか一つ以上実施している小売店がエコショップとして登録できます。
 - ① 包装紙・袋等の簡素化など簡易包装の推進
 - ② 紙・プラスチック等の使い捨て容器を使用した製品の販売の自粛
 - ③ 空き缶、びん等不用になった容器等の回収
 - ④ 再生品を使用したエコマーク商品等の販売
 - ⑤ 広告チラシ、事務用紙等紙の使用量の抑制
 - ⑥ 再生紙等再生品の利用促進
 - ⑦ 販売品の修理サービスへの積極的な取り組み
 - ⑧ 地域集団回収への協力（回収物の引き取り、場所の提供など）
 - ⑨ 消費者に対し、ごみ減量化・リサイクルの呼びかけをしている
 - ⑩ その他、店の創意工夫によるごみ減量化・リサイクルの推進
- エコショップとして登録するには？
環境政策室に登録申請書を提出してください。申請書は環境政策室ホームページからダウンロードできます。また、環境政策室窓口でもお渡しできます。
- エコショップになると、どんなことがあるのか？
 - 1 本市ホームページに掲載され、消費者向けにPRされます。
 - 2 店頭に掲示するためのステッカーをお渡しします。
 - 3 特別な義務は一切ありません。それぞれのお店が自主的に、ごみ減量化・リサイクルの取組を行っていただければ結構です。
 - 4 本市からごみ減量・リサイクル推進のための事業について、呼び掛けをお願いすることがあります。

